

役員退職金支給規程

平成16年3月19日

16規程第2号

平成21年3月19日

21規程第2号

(総則)

第1条 この規程は、財団法人日本宇宙少年団（以下「財団」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の退職金について定める。

(退職金の支給)

第2条 この規程による退職金は、役員が退職し又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

ただし、役員が財団寄附行為第28条の規程により解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

2 退職金は、法令等に定めたところにより、控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該役員の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

3 退職金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から3月以内に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、財団の財政事情に応じて本給月額に在職期間1月につき0～100分の20の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職金の額は、理事会の承認を得て、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 退職積立金は、財政事情に応じて減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算し、暦に従って計算する。

2 前項の規定により計算した在職期間に1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日またはその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたとき

も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前号に掲げる者が退職金を受ける順位は、前各号の順位により、第2号または第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。
- この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 附則 1 この規程は、平成16年3月19日から施行し、現在勤務する役員から適用する。
- 2 第3条第1項に定める本給月額とは、財団がその者に当該年度において支給する年間の役員報酬を12で除した額とする。
- 3 この規程は、平成21年3月19日から施行し、現在勤務する役員から適用する。